三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千七十三号那覇広域都市計画及び中部広域都市計画下水道事業中部第二流域下水道
三　事業施行期間　自昭和四十八年五月十七日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千百四十三号那覇広域都市計画公園事業九・六・三中城公園
三　事業施行期間　自平成九年四月二十三日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○沖縄総合事務局告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日　沖縄総合事務局長　槌谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第千六百五十四号那覇広域都市計画公園事業六・五・那二号奥武山公園
三　事業施行期間　自昭和四十七年九月二十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和四十七年建設省告示第千六百五十四号、昭和五十二年建設省告示第二百二十五号、昭和六十二年建設省告示第三百三十三号、平成六年建設省告示第千二百十号、平成八年建設省告示第千三百九十六号及び平成十三年沖縄総合事務局告示第一号の事業地のうち沖縄県那覇市奥武山町内において事業地を変更する。
使用の部分　昭和四十七年建設省告示第千六百五十四号、昭和五十二年建設省告示第二百二十五号、昭和六十二年建設省告示第三百三十三号、平成六年建設省告示第千二百十号、平成八年建設省告示第千三百九十六号及び平成十三年沖縄総合事務局告示第一号の事業地に沖縄県那覇市奥武山町を加える。

官告雑報

官庁事項

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 25 年３月 29 日

北陸地方整備局長　橋場　克司

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道49号	新潟県東蒲原郡阿賀町八ツ田字高反1636番24から新潟県東蒲原郡阿賀町吉津字大平3818番２まで

2　指定する期日　平成25年３月30日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 25 年３月 29 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県湖南市岩根字徳行4487番１から滋賀県湖南市石部北二丁目2104番まで
一般国道８号	滋賀県米原市中多良字建仁寺636番１から滋賀県米原市入江字入江2233番まで
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字字藤田1148番５から滋賀県大津市北比良字野990番１まで
一般国道483号	兵庫県養父市八鹿町高柳字ナベ2146番１から兵庫県朝来市和田山町市御堂字ワタシ20番１まで

2　指定する期日　平成25年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 25 年３月 29 日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県湖南市岩根字徳行4487番１から滋賀県湖南市石部北二丁目2104番まで
一般国道８号	滋賀県米原市中多良字建仁寺636番１から滋賀県米原市入江字入江2233番まで
一般国道161号	滋賀県大津市北小松字字藤田1148番５から滋賀県大津市北比良字野990番１まで